

市県民税の申告は3月17日(月)まで



平成25年分所得の申告相談を受け付けます。必要な書類などを準備して会場にお越しください。申告書は自分で書くことになっていきます。書き方や計算方法などで分らないことがあれば、遠慮なく係員にお尋ねください。また、申告期間間近は会場が混み合います。申告相談はお早めに。

市県民税の申告が必要な人

▼給与所得だけの人で、勤務先から市役所へ「給与支払報告書」の提出があった人。ただし、年末調整が済んだ人に限りです。
▼所得税の確定申告書を出した人(確定申告をした人は、市県民税の申告があったものとみなします)

申告相談に持ってくるもの

▼印鑑、筆記用具、計算機
▼申告に必要な書類
▼事業(農業を含む)をしている人は、収支内訳書や収入金額、必要経費の内容が分かる帳簿など。昨年申告された収支内訳書の写しも持参ください。
▼給与所得や公的年金のある人は、源泉徴収票

派遣税理士の無料申告相談

次の期間、派遣税理士による無料の申告相談が実施されます。どうぞご利用ください。

泉徴収票
▼控除のために必要な書類。例えば、医療費控除には、支払った医療費の領収書や保険などで補てんされる金額の明細書。生命保険料や地震保険料などの控除には、支払った保険料の証明書。国民健康保険税の納税額通知書、国民年金の控除証明書など
▼税務署から確定申告書用紙が送られてきた人は、その申告書
▼還付申告の人は、還付金の振り込みを指定する銀行などの通帳や口座番号の控え
※申告期間中は、会場が大変混雑します。待ち時間短縮のため、収支内訳書や医療費などは事前に計算して、まとめておいてください。また市県民税の申告書、所得税の確定申告書は、各家庭には配布していません。各申告相談会場と市役所各庁舎の税務担当窓口に準備しています。

申告書は郵便でも受け付け

申告書は自分で記入し、郵送すれば申告会場に向く必要もなく便利です。各申告書の提出先は次のとおりです。
なお所得税は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書を作成することができます。

●**確定申告書** 大牟田税務署(〒836・0843大牟田市不知火町1丁目3・16)

●**市県民税申告書** 柳川市役所税務課市民税係(〒832・8601柳川市本町87番地1)

市県民税申告相談の日程

- 市内全域 2月17日(月)～3月17日(月)、土日を除く
- 会場 市民会館第1会議室、大和庁舎2階大会議室、三橋庁舎3階第2～4会議室
- 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時
- 地区別

対象地区	期日	会場
柳川地区	両開地区 2月3日(月)、午後	有明まほろばセンター
	蒲池地区 2月5日(水)、午後	蒲池農村環境改善センター
	昭代地区 2月6日(木)、午後	就業改善センター
	東宮永地区 2月7日(金)、午後	柳川農村環境改善センター
※矢留うぶすな館は、施設改修のため使用できません。申告の際は、他の申告会場を利用してください。		
三橋地区	矢ヶ部校区 2月3日(月)、午前	矢ヶ部小クラブハウス
	垂見校区 2月4日(火)、午前	垂見コミュニティセンター
	中山校区 2月5日(水)、午前	中山校区公民館
	二ツ河校区 2月6日(木)、午前	二ツ河小クラブハウス
大和地区(校区制)	藤吉校区 2月7日(金)、午前	藤吉小クラブハウス
	有明校区 2月17日(月)、18日(火)	大和庁舎 2階大会議室
	六合校区 2月19日(水)～21日(金)	
	大和校区 2月24日(月)～26日(水)	
	豊原校区 2月27日(木)、28日(金)、3月3日(月)	
中島校区 3月4日(火)～6日(木)		
血垣校区 3月7日(金)、10日(月)		
全校区 3月11日(火)～14日(金)、17日(月)		

※お住まいの地域の申告相談日に用事などで行けないときは、他の申告会場を利用することができます。また、小学校が会場になっている所では、児童の安全確保のため、学校敷地内への車の乗り入れをご遠慮ください。ご理解とご協力をお願いします。

平成25年分所得税などの大牟田税務署確定申告相談

- 相談日時 2月7日～3月17日(土日、祝日を除く)、午前9時～午後4時
- 会場 NTT大牟田ビル1階(大牟田市不知火町1丁目3・10)、期間中は大牟田税務署での相談は行いません。
- 【問】大牟田税務署 (☎52・3245)

身体障害者手帳などを持たない人の障害者控除

- 対象者 市内に住所がある65歳以上で、身体障害者手帳などを持っていないが、寝たきりや認知症が重く、市が定める一定の基準に該当した人。後日、申告の際に提出するための「障害者控除対象者認定書」を発行します。
- 申請方法 柳川庁舎福祉課(1階12番窓口)、大和・三橋庁舎市民サービス課にある申請書に記入して提出
- 持ってくるもの 印鑑(障害者控除対象者と申請者の印鑑)、介護保険証、介護保険の認定を受けていない人は医師の診断書(市指定の診断用紙)
- 【問】市福祉課高齢者福祉係 (☎77・8516)
- ※「おむつの医療費控除」は6ページに記載しています。

平成26年度雇用予定

臨時職員 嘱託職員

2月12日まで登録受付

市は、平成26年4月1日から翌年3月31日までの間に雇用する、臨時職員と嘱託職員の希望登録者を募集します。雇用は登録者の中から必要に応じて行いますので、登録しても雇用されないこともあります。

- 募集期限 2月12日(水)まで。その後も必要な場合は、随時受け付けます。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時(土日、祝日を除く)
- 申込方法 市販の履歴書に写真を貼り、市人事秘書課(市役所柳川庁舎3階)に本人が持参してください。申し込みの時に面接します。

- 登録の有効期間 平成26年4月1日～翌年3月31日(1年間)
- 応募資格 職種によって資格や免許が必要な場合があります。
- 職種 事務職、保健師、看護師、栄養士、司書、特別支援教育支援員、公民館職員、登記事務、レセプト点検員、水路清掃作業員、発掘調査整理作業員、調理員など
- 勤務時間 市役所は月曜日から金曜日、午前8時30分～午後5時。職種や勤務場所によっては、土曜日や日曜日の出勤があり、勤務時間も変わることがあります。

- 賃金 日額6100円(職種、勤務時間により異なる)
- 雇用期間 臨時職員6か月以内、嘱託職員は1年以内。ただし更新する場合があります。
- その他 社会保険と雇用保険がありません(雇用期間によって加入できない場合もあり)。雇用期間中は、原則として他の仕事はできません。
- 【問】市人事秘書課人事係 (☎77・8403)